１年単位の変形労働時間に関する労使協定書

1. 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの１年間の勤務時間については、本協定の定めるところによるものとする。
2. 前条の期間中における各日の所定労働時間は　　時間、始業時刻は午前　　時、終業時刻は午後　　時とする。休憩時間は正午から午後１時までとする。第１条の期間中における休日は、別紙年間カレンダーのとおりとする。
3. 第２条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、給与規程第条に基づき時間外手当を支払う。
4. 妊娠中または産後１年以内の女性従業員が請求した場合は、本協定はその女性従業員には適用しない。
5. 育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練または教育を受ける者その他特別の配慮を要する従業員に対する本協定の適用にあたっては、会社は従業員代表と協議するものとする。
6. 本協定の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

 令和　　年　　月　　日

 従業員代表

 　　　　　　　　　　　　　㊞

 社名

 代表

 　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞